

利府町国土強靱化地域計画



令和 3 年 3 月

利 府 町

目次

第1章	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	本計画の対象想定災害	2
第2章	脆弱性評価	2
1	脆弱性評価の考え方	2
2	基本目標	3
3	事前に備えるべき目標	3
4	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3
5	施策分野の設定	5
6	脆弱性評価の結果	5
第3章	国土強靱化施策分野別の推進方針	6
第4章	計画の推進	21

《資料編》

別紙1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果	22
別紙2	施策分野別の脆弱性評価結果	33
別紙3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針	47
別紙4	施策分野別指標	61
別紙5	利府町国土強靱化地域計画に関連する各種計画等	62
付属資料	国土強靱化地域計画に基づく事業	

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

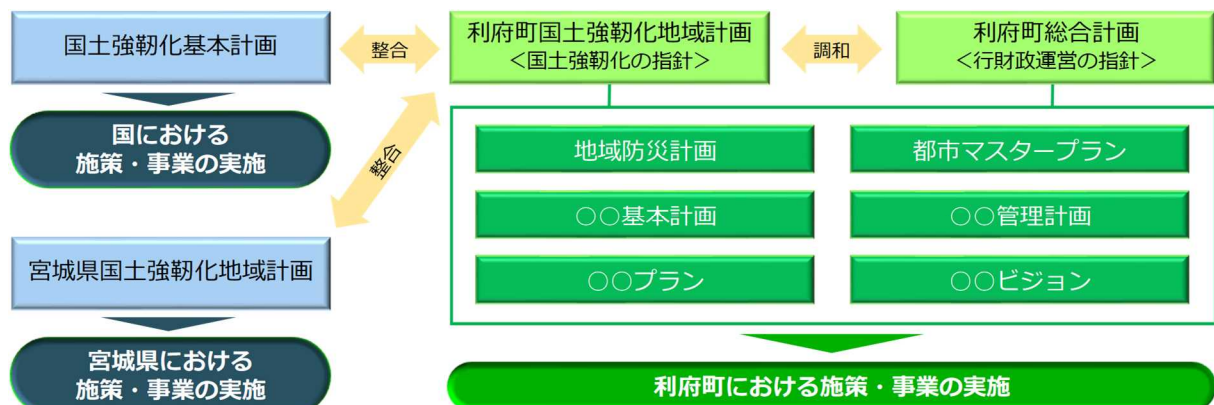
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が津波を引き起こし、多くの人命を奪い甚大な被害をもたらした。本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平常時から持続的に取組を展開するため、基本法に基づく利府町国土強靱化地域計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、国の国土強靱化基本計画及び宮城県の国土強靱化地域計画と整合が図られた計画であり、かつ、本町行財政運営の指針となる利府町総合計画及び強靱化と関連する各計画と相互に調和する計画として、本町における国土強靱化に係る指針となるものである。



また、国土強靱化地域計画と関連の強い利府町地域防災計画との関係性は下表のとおりである。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	災害発生前	災害時・発生後
施策の認定方法	リスクシナリオを回避する施策	—
施策の重点化	○	—

3 計画期間

本計画の対象期間は、国の「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」との調和 及び「利府町総合計画」の中間見直しに合わせた令和3年度から令和7年度までの5年間とするが、計画期間中であっても必要に応じて修正できるものとする。

4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に本町内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



2 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、次のとおり「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者の発生や建築物等の倒壊
2 町及び社会の重		

要な機能が致命的な障害を受けず維持される		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化		
4 迅速な復旧復興	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
		5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、8の個別施策分野と2の横断的施策分野を設定した。

個別施策分野

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

横断的施策分野

- (9) 老朽化対策
- (10) 防災意識・地域防災力

6 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は別紙2のとおりである。

第3章 国土強靱化施策分野別の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は、次のとおりである。

また、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は別紙3のとおりであり、施策分野別指標は別紙4のとおりである。

個別施策分野

（１）行政機能

【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 災害時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、スマートフォン、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、町民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システム（Ｌアラート）を介し、メディアの活用を図るほか、スマートフォン（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話、ワンセグ放送、データ放送、ＳＮＳなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達のため各種防災情報システムの運用を行う。
- 町内に滞在している観光客に対して的確な情報発信を迅速に行う。
- 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の活用や防災行政無線の充実等、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

【体制整備】

- 町民の災害対応力向上のため、自主防災組織等による地区防災マップ等の作成支援や訓練・防災教育等の充実を図る。
- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たり、被災していない地域の関係機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。また、広域応援に係る関係機関の要請の手順、派遣要請を行う分野などを予め取り決めておくとともに、受入体制の整備に努

める。

- 複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の設置等の実動訓練の実施に努める。
- 消防団員の確保や資機材等の更新・充実を推進する。
- 浜田陸閘や須賀水門等の定期的な保守点検等を行い、的確な閉門、開門動作の確保に努める。
- 優先的に実施すべき非常時優先業務等をあらかじめ定めるため、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。
- 町民等が災害時に速やかに避難等が行えるよう、計画的に防災マップなどの整備に努める。
- 消防力強化の基盤となる消火栓等の消防水利の充実を図り、消防活動体制の整備に努める。

【事業継続性の確保】

- 災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 事業継続計画（ＢＣＰ）の定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高める。
- 非常用電源設備の維持に努めるとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。
- 災害時に正確な情報を収集し発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路についてシミュレーションを行う等の訓練を実施し、適時・適切・確実に情報伝達する体制整備を強化する。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けた情報通信体制の構築に努める。

【防災協定締結団体との連携等】

- 災害時における防災協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るため、自主防災組織をはじめとした関係団体との協力連携を強化する。
- 災害時における防災協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 大規模災害時には、災害時における防災協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に取り組む。

【危険度判定等】

- 被災した建築物及び宅地に対し、余震などによる二次災害の防止及び建築物の損壊程度を早期に判定することによって、被災者が被災の程度に応じた各種助成制度を受給できるように努める。
- 大規模災害時には町の防災担当職員のみでは、二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、建築士事務所協会及び他市町村との連携を図りながら危険度判定等を行い、二次災害の防止に努める。

【被災者支援策】

- 住民が被災前の生活を早期に取り戻すためには、住居内に侵入した土砂等の撤去をはじめ多くのマンパワーを要することから、ボランティア等による速やかな支援活動が行われるよう、関係機関と連携した体制整備に努める。

【文化財保護】

- 文化財を保管・展示する郷土資料館等において、台風や大雨による浸水リスクを確認しながら、浸水対策の必要性について検討する。
- 日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図る。
- 災害発生直後から指定文化財等について迅速な被害状況の調査把握と必要な応急措置（文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置など）が図られるよう、平常時より体制の構築を図る。

（２）住宅・都市

【住宅の耐震化等】

- 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。
- 災害発生時の倒壊等を防ぐため、適切な管理を促す普及啓発等に努める。

【住宅の確保】

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している既存住宅の計画的な建替えを図る。
- 公営住宅の日常的な維持保全を確実に行之、居住者の安全確保に取り組む。

【住宅対策】

- 大規模災害時において、災害の規模により、地元企業等との連携による応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保に努めるとともに、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。
- 大規模災害時において、応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。

【多数の者が利用する建築物の耐震化等】

- 民間建築物については、耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行う。
- 公共施設については、災害時における防災拠点及び避難施設として重要な役割を担うことから、点検等の結果を踏まえ、防災対策を実施するとともに耐震性を確保する。
- 学校の老朽化対策として、学校施設等長寿命化計画に基づき計画的に改修を行い、安全性を確保する。
- 学校設備について、定期的な点検及び検査を確実に行之、児童生徒の安全確保に取り組む。

【公園の長寿命化等】

- 災害時に避難場所となる公園については、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、計画的な施設更新を行う。
- 災害時に公園利用者の安全を確保するため、沿岸部に位置する公園等においては看板等により一時避難場所の周知を図る。

【下水道施設の整備及び耐震化等】

- 災害時に、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う。
- 災害時において、公衆衛生の環境悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、利用市町村と協議を図りながら計画的に改修更新を要望していく。

【上水道施設の整備及び耐震化等】

- 上水道施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、国庫補助事業等を効果的に活用し、施設の耐震化及び長寿命化を図る。更新時期を迎えた施設（取水施設から配水施設まで）については、アセットマネジメント（資産管理）及び水道ビジョンの手法を用い、管体調査などで得られたデータを基に従来の耐用年数にとらわれない計画的な更新（ダウンサイジングを含む。）を行う。

【エネルギー関連施設対策】

- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や町民生活への影響を軽減できるように、宮城県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平常時から、再生可能エネルギー・省エネルギー設備・機器の導入促進により、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用を通して環境保全と防災に配慮する。

（３）保健医療福祉

【医療提供体制の構築】

- 災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、宮城県、災害派遣医療チーム、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他の関係機関との連携強化を図り、初動医療体制の整備、医薬品等の確保に努めるとともに、臨時の救護所の設置場所等の検討に努める。
- 災害拠点病院に対し、患者の求めに応じ患者情報の提供を行うほか、医療機関の稼働状況の把握及び必要な医薬品の確保に努めるとともに、必要な医療情報の提供を行う。

【保健対策】

- 大規模災害時における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の備蓄を継続して推進する。
- 宮城県と協力し、医療保健活動チームの派遣調整や避難所への適性配置を行い、要医療

者は速やかに医療機関や医療チームに引き継ぐとともに、要援護者の状況把握、被災者の健康管理を実施し、保健・医療・福祉の情報提供を行う。

【福祉対策】

- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を、地域で構築できるよう支援する。
- 災害時において災害時要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から要支援者の把握に努め、地域と連携した支援体制の充実に努める。また、社会福祉施設等への要支援者受入れ体制の強化等について、引き続き取り組む。

【被災者支援策】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との災害時における防災協定締結など、平常時から体制整備に取り組む。
- 国及び宮城県等の生活再建に関する最新の支援策等の周知徹底を図る。
- 災害時やその後の心身の健康に係る相談ができる窓口について周知する。

（４）環境

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害時に備え、平常時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理について、町民に周知するとともに再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。

【衛生対策】

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための周知・指導を行う。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症対策のため、「新しい生活様式」に対応した避難所運営マニュアルの作成や、防災訓練等の機会を活用した感染症予防対策の周知を図るとともに、感染症予防対策に必要な消毒液等の備蓄に努める。
- 避難所の衛生環境を確保するために必要な資機材や備蓄品の拡充を図る。
- 災害時において、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

【下水道施設の整備及び耐震化等】（再掲）

- 災害時に、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う。
- 災害時において、公衆衛生の環境悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、利用市町村と協議を図りながら計画的に改修更新を要望していく。

【水資源の確保】

- 水道管寸断時及び広域断水時の応急給水のため、給水補給基地施設の適正な維持管理を行い、迅速な給水活動を実施するため、町内給水拠点及び緊急貯水槽の整備並びに給水車両等の整備を推進する。

【大気環境の保全】

- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定地の適正箇所を検討し、監視体制の整備を図る。

【毒物・劇物対策】

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないように、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者の把握に努め、関係機関・団体と協力して安全対策に係る啓発を行う。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、宮城県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制を確立できるように協力を求める。

【汚水処理対策】

- 東日本大震災における機能停止の教訓を踏まえ、浄化施設の水密化等を図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所要の対策に努める。

（５）産業

【企業支援】

- 災害時においても町内事業者等の事業の継続が図られるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促す。
- 被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体と連携し

て、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に努める。

【産業施設の防災対策の推進】

○近隣市町のコンビナート施設被災時の被害を最小限とするため、消防団の資機材等の更新・充実を図りながら、関係機関と連携し、応援体制の強化に努める。

【農業生産基盤の保全等】

○地域主体の協同活動支援等による、生産者の高齢化等に対応した農用地や水路、道路等の多面的機能の維持・保全の推進を図る。

○新規就農希望者への継続的な支援や地域おこし協力隊事業等の活用により、担い手不足解消に向けた取組みを推進する。

【森林整備等】

○保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林組合との協力体制の構築や後継者の確保と育成に努める等、適切な森林の整備による森林の荒廃防止を推進する。

【水産関連施設の整備等】

○復興事業により整備した浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設を適切に維持管理し、維持修繕費用の軽減や平準化を図るなど、効率的な維持管理を行う。

（６）交通・物流

【支援物資等への対応】

○必要とされる食料や燃料等の備蓄や調達体制を整備し、これらの供給確保に努めるとともに、各家庭や事業者に対し、非常時の備蓄品や持出品についての周知を行い、日頃からの準備・点検を推進する。

○災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業団体等との包括連携協定を積極的に進めるとともに、既締結協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うなど連携体制の維持強化を図る。

○宮城県及びスーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用救援物資の確保及び物流体制の構築を図る。

○応急生活物資を円滑に指定避難所等に供給するため、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資輸送体制を整備する。

○応急生活物資を供給するため、町内事業者等と連携協力し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達及び物資輸送のための体制に努める。

○災害時における飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるように適切に備蓄品の管理を行う。

【帰宅困難者対策】

○事業者等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料等の災害時備蓄の推進について、必要な啓発を行う。

○東日本旅客鉄道株式会社や交通事業者と連携し、災害時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じるように、一時滞在施設や代替輸送手段の確保等について検討するとともに、公共交通機関の運行状況情報を正確かつ迅速に把握し情報発信を行う情報連絡体制の整備に努める。

【道路基盤の整備等】

○道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。

○重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。

○災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。

○道路の洪水・土砂災害対策、橋梁の耐震化・長寿命化、避難道路など緊急性の度合いにより順次整備を推進する。

○平常時から国や県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する。

○国や県と災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を連携して検討する。

○将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金を活用し、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントを推進する。

【公共交通の確保】

○多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

○東日本旅客鉄道株式会社との連携を強化し、災害時における物資輸送等の体制の構築を図る。

○持続可能な地域交通の実現を図るため、関係機関等と連携できる体制を平常時から構築する。

【道路啓開】

- 利府町建設災害防止協議会と災害時の応急対策について連携を図り、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。

（７）町土保全**【河川施設の整備等】**

- 適切な河川の維持管理について、管理者である宮城県に対して堤防強化や堆積土砂の撤去等継続して要望する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、減災、防災対策を進め、雨水幹線や貯水池などの整備や、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策に努める。

【土砂災害対策】

- 土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」を活用し、的確な防災情報の収集に努めるとともに、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 大規模災害時に町の職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、利府町建設災害防止協議会等との連携を図り、二次災害の防止に努める。
- 状況に応じた警戒区域の防災パトロールを実施する。また、防災マップの配布や、町ウェブサイトや広報紙等による周知により、防災意識の高揚に向けた啓発を行う。

【農業生産基盤の保全等】（再掲）

- 地域主体の協同活動支援等による、生産者の高齢化等に対応した農用地や水路、道路等の多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 新規就農希望者への継続的な支援や地域おこし協力隊事業等の活用により、担い手不足解消に向けた取組みを推進する。

【海岸管理施設の整備等】

- 復興事業により整備した浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行うとともに整備した施設にのみ頼ることなく、速やかな避難行動をとる体制整備に努める。

【砂防関係施設の整備等】

○砂防関係施設について、予防保全や長寿命化に向けた対策のため、管理者である国及び宮城県に劣化原因の調査及び健全度調査の実施を要望する。

【農林業関連施設の整備等】

○農林業関連施設について、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行い、長寿命化を図る。

○優先的に防災重点ため池の耐震調査等を実施し、緊急性のある施設については早期に改修や耐震化等の対策を行う。また、他のため池や排水機場、排水路等の農業用施設についても、災害対応力の強化に向けて耐震調査等を実施し、改修や耐震対策等の防災対策を推進する。

○治山施設について、点検診断に基づく緊急度により、管理者である国及び宮城県に計画的な補修及び機能強化を要望する。

【ダム施設の整備等】

○災害時におけるダムの管理体制について、事前に管理機関と調整を図る。

（８）土地利用

【土地利用・規制】

○地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、現地確認不能地等の明確化に向けて、各関連分野との調整を行い、効果的な進捗を図る。

横断的施策分野

（９）老朽化対策

【住宅の耐震化等】（再掲）

○昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。

○災害時の倒壊等を防ぐため、住宅の適切な管理を促す普及啓発等に努める。

【住宅の確保】（再掲）

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している既存住宅の計画的な建替えを図る。
- 公営住宅の日常的な維持保全を確実に行之、居住者の安全確保に取り組む。

【多数の者が利用する建築物の耐震化等】（再掲）

- 民間建築物については、耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行う。
- 公共施設については、災害時における防災拠点及び避難施設として重要な役割を担うことから、点検等の結果を踏まえ、防災対策を実施するとともに耐震性を確保する。
- 学校の老朽化対策として、学校施設等長寿命化計画に基づき計画的に改修を行い、安全性を確保する。
- 学校設備について、定期的な点検及び検査を確実に行之、児童生徒の安全確保に取り組む。

【公園の長寿命化等】（再掲）

- 災害時に避難場所となる公園については、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、計画的な施設更新を行う。
- 災害時に公園利用者の安全を確保するため、沿岸部に位置する公園等においては看板等により一時避難場所の周知を図る。

【河川施設の整備等】（再掲）

- 適切な河川の維持管理について、管理者である宮城県に対して堤防強化や堆積土砂の撤去等継続して要望する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、減災、防災対策を進め、雨水幹線や貯水池などの整備や、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策に努める。

【下水道施設の整備及び耐震化等】（再掲）

- 災害時に、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 災害時において、公衆衛生の環境悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、利用市町村と協議を図りながら計画的に改修更新を要望していく。

【道路基盤の整備等】（再掲）

- 道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 利府町建設災害防止協議会と災害時の応急対策について連携を図り、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。
- 道路の洪水・土砂災害対策、橋梁の耐震化・長寿命化、避難道路など緊急性の度合いにより順次整備を推進する。
- 平常時から国や県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する。
- 国や県と災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を連携して検討する。
- 将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金を活用し、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントを推進する。

【農業生産基盤の保全等】（再掲）

- 地域主体の協働活動支援等による、生産者の高齢化等に対応した農用地や水路、道路等の多面的機能の維持・保全の推進を図る。

【産業施設の防災対策の推進】（再掲）

- 近隣市町のコンビナート施設被災時の被害を最小限とするため、消防団の資機材等の更新・充実を図りながら、関係機関と連携し、応援体制を強化に努める。

【上水道施設の整備及び耐震化等】（再掲）

- 上水道施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、国庫補助事業等を効果的に活用し、施設の耐震化及び長寿命化を図る。更新時期を迎えた施設（取水施設から配水施設まで）については、アセットマネジメント（資産管理）及び水道ビジョンの手法を用い、管体調査などで得られたデータを基に従来の耐用年数にとらわれない計画的な更新（ダウンサイジングを含む。）を行う。

【海岸管理施設の整備等】（再掲）

- 復興事業により整備した浜田防潮堤及び陸開や須賀水門及び水産関連施設を適切に管理

し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行うとともに整備した施設にのみ頼ることなく、速やかな避難行動をとる体制整備に努める。

【砂防関係施設の整備等】（再掲）

○砂防関係施設について、予防保全や長寿命化に向けた対策のため、管理者である国及び宮城県に劣化原因の調査及び健全度調査の実施を要望する。

【農林業関連施設の整備等】（再掲）

○農林業関連施設について、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行い、長寿命化を図る。

○優先的に防災重点ため池の耐震調査等を実施し、緊急性のある施設については早期に改修や耐震化等の対策を行う。また、他のため池や排水機場、排水路等の農業用施設についても、災害対応力の強化に向けて耐震調査等を実施し、改修や耐震対策等の防災対策を推進する。

○治山施設について、点検診断に基づく緊急度により、管理者である国及び宮城県に計画的な補修及び機能強化を要望する。

（１０）防災意識・地域防災力

【震災の記録と伝承】

○東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録誌・記録映像を含め、各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興の成果と教訓を検証する。

【防災教育等】

○防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

○児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自分の身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。

○各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、普及啓発活動に取り組む。

○災害時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平常

時から学校と地域、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、連携体制の構築を図る。

【地域防災力の向上】

○地域防災力を維持するために、教育機関等で行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練及び要望に応じた出前講座を実施するなど、平常時から地域防災力の向上に努める。

【被災者支援策】（再掲）

○住民が被災前の生活を早期に取り戻すためには、住居内に侵入した土砂等の撤去をはじめ多くのマンパワーを要することから、ボランティア等による速やかな支援活動が行われるよう、関係機関と連携した体制整備に努める。

【地域コミュニティの構築】

○「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、地域住民等の協働によって、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進し、住民が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。

○新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを推進する。

○被災後の治安悪化を防止するため、地区防犯協会等と連携し、平常時からの防犯パトロールの実施や防犯意識向上を図る。

第4章 計画の推進

本計画は、各施策分野における各種計画等の整合性を図りながら、PDCA サイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取組状況等を把握・整理することにより行うものとする。

なお、本計画は、社会情勢等の変化や施策の進捗状況を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 木造住宅の耐震化については、地震による建築物等の倒壊対策推進のため、耐震改修等の補助を行っている。しかし、旧耐震基準で建築された木造住宅は多数存在するため、地震による木造住宅の倒壊を防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国や県の支援制度を活用しながら、耐震化の促進を図る必要がある。
- 管理不十分な空き家等については、倒壊等を防ぐため、適切な管理を促進する必要がある。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業を推進する必要がある。
- 本町の公営住宅のうち、耐用年数を大幅に超えている住宅は、地震による住宅の損傷等が懸念されているため、公営住宅を新たに整備し、施設の適切な供用を図る必要がある。
- 不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、要緊急安全確認大規模建築物としており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める必要がある。
- 防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性を確保する必要がある。
- 町立小中学校の校舎等の構造体の耐震化実施率については100%であるが、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策等を行う必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

- 生命を守るため、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、電力供給の途絶に対応する情報通信体制などの防災体制を強化する必要がある。
- 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制を構築し、防災・避難態勢に万全を期す必要がある。
- 公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- 大規模災害時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急

対策が速やかに実施できるよう計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。

- 大規模災害時には、姉妹都市や交流自治体、国及び県の関係機関、災害支援協定企業・団体からの応援を適時的確に受ける体制を平常時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行われるような体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に初動対応等を行うための人員の確保や資機材等の体制整備が必要である。
- 津波からの被害軽減や避難までの時間を確保するため、浜田陸閘や須賀水門の動作確保が必要である。
- 災害時の混乱等により、円滑に事業が実施できない恐れがあり、迅速かつ的確に実施できる体制を構築する必要がある。
- 迅速な災害対応ができるよう、対策の指針となる各種計画書、マニュアルや防災マップ等の整備が必要である。
- 消防水利の基準に基づき、消火栓等の整備充実を図る必要がある。
- 災害時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園等の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。
- 沿岸部に位置する公園等においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策等を図る必要がある。
- 東日本大震災は、巨大な津波が沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、検証記録誌・記録映像により情報発信するとともに、その成果と教訓を活用する必要がある。
- 生命を守るため、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、児童生徒への避難方法等の周知徹底及び避難訓練の実施が必要である。
- 防災・減災教育を積極的に推進するため、防災教育副読本の活用やスクールガードリーダーを活用し、児童生徒が地域を知ることにより避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育を行う必要がある。
- 学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや地区住民、防災担当部局等関係機関と連携した取組を充実させる必要がある。

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者の発生や建築物等の倒壊

- 防災意識の高揚を図るため、定期的に防災訓練や出前講座等を行い、地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要がある。
- 本町には砂押川、勿来川、藤田川などの河川があり、大型化する台風による長時間の豪雨等により大規模な洪水被害の懸念があるため、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるとともに、多発する局所的な集中豪雨に対する町

内河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト面も合わせた施策が必要である。

- 汚水処理については、東日本大震災時の経験から、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに、主要な施設の耐震化も推進する必要がある。
- 浸水被害を回避するため、定期的な下水道施設の点検整備を進める必要がある。

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 今後も宮城県による土砂災害特別警戒区域等の指定が進められることから、指定後においては、防災マップなどにより警戒区域の周知や避難体制の整備を行い、町民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行う必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域等の災害のおそれの高い区域については、住宅等の新規立地の抑制などの対策を講じるとともに、防災パトロール体制の構築等の各種対策を講じる必要がある。
- 本町の地籍調査進捗率は、令和2年度末時点で100%であるが、現地確認不能地等の地籍が明確化されていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがあり、また、森林や農地では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災機能を含む多面的機能の発現が阻害されることも懸念される。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 宮城県及び物流事業者等と連携を図り、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

2－2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合が想定されるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するには、被災していない地域の自衛隊、消防、地方公共団体などの関係機関の協力が重要となる。

2－3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 災害時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。
- 帰宅困難者が避難することが予想されるため、食料や物資等の備蓄を行う必要がある。
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保や移動支援対策について検討する必要がある。

2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害時の医療救護活動を迅速にするため、医療関係団体等と連携し、救護体制を整える必要がある。また、救護の活動に必要な資機材等を提供できるようにする必要がある。
- 災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を構築する必要がある。
- 災害時の医療体制を確保するため、医療関係機関と緊急時における救護体制を確認するとともに、即応体制を維持するための訓練を実施する必要がある。
- 災害時の負傷者等に対応するため、医療関係機関と連携し、救護所を設置する場所の検討や、実施可能な医療救護活動の範囲について検討する必要がある。
- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効果的なシステムが重要であり、保健所が設置する「地域災害医療連絡会議」により、地域の実情に合った連携体制を構築する必要がある。
- 避難生活の長期化等により、避難者の健康悪化のおそれがあるため、心のケアを含めた健康対策を講じる必要がある。

2－5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

- 地震や大規模な浸水等により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要するため、衛生対策に留意する必要がある。
- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、平常時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。
- 大規模災害時には、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で生活をすることになる。被災地に開設される避難所においては、集団生活の中でソーシャルディスタンスを保つことが困難となり、また、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが高くなる。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 事業継続計画（BCP）について継続的な改善を図り、業務継続体制を強化する必要がある。
- 停電時の電源を確保するため、非常用発電設備等の計画的な整備を促進するとともに、常時使用可能な状態を維持する必要がある。
- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するには、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性の確保、備蓄倉庫の設置等、施設整備だけでなく、関係機関との連携による運用も含めた体制の構築が必要となる。
- 大規模災害時に町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。
- 町内に現存する文化財を災害から守るため、専門家の支援を受けながら防災対策を講じ、平常時からの防災対策をはじめ、災害発生時から災害後まで、文化財を守る適切な取り組みが行える体制を構築する必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

- 災害情報を迅速かつ的確に把握するため、非常時における災害関連情報を的確に収集、発信できる体制を、継続的に維持するとともに、災害時も利用可能な情報通信設備の整備が必要である。
- 屋外拡声子局、戸別受信機、緊急速報メールや登録制メール、SNSなどのソーシャルメディア、Webサイト等を活用した防災行政情報の発信について、速やかに危険区域を絞り込み、町民及び観光客等へ迅速かつ的確な避難情報等を複層的に伝達する体制を整備する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

- 大規模自然災害時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、事業を継続できるよう、平常時から事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 町内事業所の耐震化の促進、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要がある。

- 災害等による損害を受けた事業者に対し、被災事業者向け融資等、早期復旧に対する支援を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要がある。

5－2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 近隣市町には、コンビナート施設があり、災害時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念される。複数の危険物タンクが同時に破損した場合や防油堤が破損した場合において、堤外流出の可能性がある。

5－3 基幹的交通ネットワークの機能停止

- 災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。
- 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設事業者との連携による復旧体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の道路交通網を確保するため、県道に接続する町道について、総合的な視点から整備する必要がある。
- 災害時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害に強い道路施設網の構築のため、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- 災害時に緊急輸送機能の軸となる道路の重点的な整備を推進する必要がある。
- 現状では道路の分断による代替機能が不十分と想定されることから、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 平常時から国県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する必要がある。
- 将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントの重要性が高まっている。
- これまでの想定を超えた災害、事故や渋滞などの様々な要素で、公共交通の遅延や運休が発生していることから、多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 持続可能な公共交通を維持するには、公共交通ネットワークの再構築を含め、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

5－4 食料等の安定供給の停滞

- 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。

- 宮城県及び物流事業者等と連携を図り、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。
- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保するためには、現状では代替機能が不十分と想定されることから、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業団体等との包括連携協定を積極的に進めるとともに、既締結協定の実行力を高めるため、連携体制の維持強化を図る必要がある。
- 被災者支援のための飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるように適切に管理する必要がある。
- 農業用施設等の老朽化が進み、また、耕作放棄地が拡大し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家経済の低迷、イノシシ等野生動物による農林業被害等、農業に係る生産環境は様々な変化が顕在化してきている。
- 林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、団体・企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させる必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、宮城県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための被害軽減対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害に対する諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に水道管が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。
- 広域断水時における応急給水活動に必要な水を確保する必要がある。
- 上水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、上水道施設の耐震化を促進する必要がある。
- 下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに、主要な施設の耐震化を推進する必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- 災害時にも安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。
- 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設事業者等との連携による復旧体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の道路交通網を確保するため、県道に接続する町道について、総合的な視点から整備する必要がある。
- 災害時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害時に避難経路や主要幹線の迂回路として活用できる生活道路（町道、農道等）を把握し、必要な整備・改良を進める等、平常時から機能の維持を図る必要がある。
- 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要であり、また、橋梁の長寿命化及び耐震化を進めていく必要がある。
- 道路等の被災により地域内交通の運行経路が遮断された際には、運行経路の変更も含めた地域内交通の早期再開を図る必要がある。
- 持続可能な公共交通の維持のためには、公共交通ネットワークの再構築を含め、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 本町には砂押川、勿来川、藤田川などの河川があり、大型化する台風による長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるとともに、多発する局所的な集中豪雨に対する河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト面も合わせた対策が必要である。
- 津波から町民の生命と財産を守るため、浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設の適正な管理に努め、施設の機能不全による二次災害の発生を抑止する必要がある。
- 砂防施設のうち、昭和 52 年以前に旧基準で整備された砂防えん堤について、現行の基準を満たさない施設への対応が必要となる。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等の農業用施設については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。
- 防災重点ため池等のため池については、定期的な点検を実施しているが、施設の改修、

耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池については、点検結果に基づく対策を実施する必要がある。また、治山施設についても、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

- 防災重点ため池等ため池の老朽化に伴う更新費用の増大に対処するため、施設の維持・補修を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの最小化が求められる。
- 本町には宮城県管理のダムが整備されており、台風等により長時間の豪雨が続けば大規模な洪水被害が発生する可能性があることから、適切な堤体の維持管理、川床整備による河川管理を実施するとともに、ダムにおいて事前放流により大雨時の放流量調整機能が最大限発揮できるよう、管理者と調整していく必要がある。
- 緊急放流の可能性についてダム管理者から情報共有を図る体制を構築し、ダム下流域の住民避難が安全に行えるよう、降雨量の予測に基づく早期の避難指示等を行えるようにする必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

- 大気環境は、概ね環境基準を達成している状況であるが、時間帯や季節によっては光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等が環境基準を超過するため、大気環境の常時監視を行う必要がある。
- 毒物・劇物を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平常時から対策を行う必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農業用施設等の老朽化が進み、また、耕作放棄地が拡大し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家経済の低迷、イノシシ等野生動物による農林業被害等、農業に係る生産環境は様々な変化が顕在化してきている。
- 林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、団体・企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させる必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平常時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための取組を行う必要がある。
- 東日本大震災による津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

- 運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平常時から対策を行う必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 町の防災担当職員は少なく、大規模災害時には職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、建築士事務所協会及び他市町村による支援が必要である。
- 応急仮設住宅の確保について、平常時から企業との連携等により、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。
- 大規模災害時には、被災地域だけでの各種の対策を講じることは困難となる場合があることから、ボランティア等の迅速かつ有効な活用を図る必要がある。
- 東日本大震災から学んだ教訓を次世代に伝承するとともに、将来国内外で発生する災害から、多くの命と暮らしを守ることができる人材を育成する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。高齢者は増加傾向にあり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターなど市町村を中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっている。NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。

8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

- 応急仮設住宅の確保について、平常時から企業との連携等により、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公

用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

- 災害時には高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が、適切かつ円滑に行われる必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との災害時における防災協定締結など、平常時から体制整備に取り組む必要がある。
- 東日本大震災では、下水道の機能回復に時間を要したため、迅速かつ効率的に災害復旧体制を構築する必要がある。

施策分野別の脆弱性評価結果

1 行政機能

1-1 地域住民等に対する通信手段の整備

- 生命を守るため、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、電力供給の途絶に対応する情報通信体制などの防災体制を強化する必要がある。
- 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制を構築し、防災・避難態勢に万全を期す必要がある。
- 屋外拡声子局、戸別受信機、緊急速報メールや登録制メール、SNSなどのソーシャルメディア、Webサイト等を活用した防災行政情報の発信について、速やかに危険区域を絞り込み、町民及び観光客等へ迅速かつ的確な避難情報等を複層的に伝達する体制を整備する必要がある。

1-2 体制整備

- 公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- 大規模災害時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。
- 大規模災害時には、姉妹都市や交流自治体、国及び県の関係機関、災害支援協定企業・団体からの応援を適時的確に受ける体制を平常時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行われるような体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に初動対応等を行うための人員の確保や資機材等の体制整備が必要である。
- 津波からの被害軽減や避難までの時間を確保するため、浜田陸閘や須賀水門の動作確保が必要である。
- 災害時の混乱等により、円滑に事業が実施できない恐れがあり、迅速かつ的確に実施できる体制を構築する必要がある。
- 迅速な災害対応ができるよう、対策の指針となる各種計画書、マニュアルや防災マップ等の整備が必要である。
- 消防水利の基準に基づき、消火栓等の整備充実を図る必要がある。
- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体だけでは災害応急対策の実施が困難となる場合が想定されるため、迅速かつ的確な防災対

策を実施するには、被災していない地域の自衛隊、消防、地方公共団体などの関係機関の協力が重要となる。

1－3 事業継続性の確保

- 事業継続計画（BCP）について継続的な改善を図り、業務継続体制を強化する必要がある。
- 停電時の電源を確保するため、非常用発電設備等の計画的な整備を促進するとともに、常時使用可能な状態を維持する必要がある。
- 災害情報を迅速かつ的確に把握するため、非常時における災害関連情報を的確に収集、発信できる体制を、継続的に維持するとともに、災害時も利用可能な情報通信設備の整備が必要である。

1－4 防災協定締結団体との連携等

- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するには、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性の確保、備蓄倉庫の設置等、施設整備だけでなく、関係機関との連携による運用も含めた体制の構築が必要となる。
- 大規模災害時に町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう計画的に実践的な防災訓練を行う必要がある。

1－5 危険度判定等

- 町の防災担当職員は少なく、大規模災害時には職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、建築士事務所協会及び他市町村による支援が必要である。

1－6 被災者支援策

- 大規模災害時には、被災地域だけでの各種の対策を講じることは困難となる場合があることから、ボランティア等の迅速かつ有効な活用を図る必要がある。

1－7 文化財保護

- 町内に現存する文化財を災害から守るため、専門家の支援を受けながら防災対策を講じ、平常時からの防災対策をはじめ、災害発生時から災害後まで、文化財を守る適切な取り組みが行える体制を構築する必要がある。

2 住宅・都市

2-1 住宅の耐震化等

- 木造住宅の耐震化については、地震による建築物等の倒壊対策推進のため、耐震改修等の補助を行っている。しかし、旧耐震基準で建築された木造住宅は多数存在するため、地震による木造住宅の倒壊を防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国や県の支援制度を活用しながら、耐震化の促進を図る必要がある。
- 管理不十分な空き家等については、倒壊等を防ぐため、適切な管理を促進する必要がある。

2-2 住宅の確保

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業を推進する必要がある。
- 本町の公営住宅のうち、耐用年数を大幅に超えている住宅は、地震による住宅の損傷等が懸念されているため、公営住宅を新たに整備し、施設の適切な供用を図る必要がある。

2-3 住宅対策

- 応急仮設住宅の確保について、平常時から企業との連携等により、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化等

- 不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、要緊急安全確認大規模建築物としており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める必要がある。
- 防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性を確保する必要がある。
- 町立小中学校の校舎等の構造体の耐震化実施率については100%であるが、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策等を行う必要がある。

2-5 公園の長寿命化等

- 災害時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し都市公園等の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。

- 沿岸部に位置する公園等においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策等を図る必要がある。

2-6 下水道施設の整備及び耐震化等

- 汚水処理については、東日本大震災時の経験から、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに、主要な施設の耐震化も推進する必要がある。
- 浸水被害を回避するため、定期的な下水道施設の点検整備を進める必要がある。

2-7 上水道施設の整備及び耐震化等

- 上水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、上水道施設の長寿命化及び耐震化を促進する必要がある。

2-8 エネルギー関連施設対策

- 燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、宮城県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための被害軽減対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害に対する諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。

3 保健医療福祉

3-1 医療提供体制の構築

- 災害時の医療救護活動を迅速にするため、医療関係団体等と連携し、救護体制を整える必要がある。また、救護の活動に必要な資機材等を提供できるようにする必要がある。
- 災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を構築する必要がある。
- 災害時の医療体制を確保するため、医療関係機関と緊急時における救護体制を確認するとともに、即応体制を維持するための訓練を実施する必要がある。
- 災害時の負傷者等に対応するため、医療関係機関と連携し、救護所を設置する場所の検討や、実施可能な医療救護活動の範囲について検討する必要がある。

3-2 保健対策

- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効果的なシステムが重要であり、保健所が設置する「地域災害医療連絡会議」により、地域の実情に合った連携体制を構築することが必要である。
- 避難生活の長期化等により、避難者の健康悪化のおそれがあるため、心のケアを含めた健康対策を講じる必要がある。

3-3 福祉対策

- 災害時には、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。

3-4 被災者支援策

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との災害時における防災協定締結など、平常時から体制整備に取り組む必要がある。

4 環境

4-1 災害廃棄物等への対応

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平常時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための取組を行う必要がある。

4-2 衛生対策

- 大規模災害時には、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で生活をすることになる。被災地に開設される避難所においては、集団生活の中でソーシャルディスタンスを保つことが困難となり、また、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが高くなる。
- 東日本大震災による津波により多くの災害廃棄物が発生し、廃棄物処理に相当の時間を要したことから、衛生対策に留意する必要がある。

4-3 下水道施設の整備及び耐震化等（再掲）

- 汚水処理については、東日本大震災時の経験から、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な

資材の備蓄を行う必要がある。

- 下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに、主要な施設の耐震化も推進する必要がある。
- 浸水被害を回避するため、定期的な下水道施設の点検整備を進める必要がある。

4－4 水資源の確保

- 大規模災害時に水道管が寸断された場合においても、町民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要がある。
- 広域断水時における応急給水活動に必要な水を確保する必要がある。

4－5 大気環境の保全

- 大気環境は、概ね環境基準を達成している状況であるが、時間帯や季節によっては光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等が環境基準を超過するため、大気環境の常時監視を行う必要がある。

4－6 毒物・劇物対策

- 毒物・劇物を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平常時から対策を行う必要がある。
- 運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量 1 立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握し、災害時に毒物・劇物が散乱しないように平常時から対策を行う必要がある。

4－7 汚水処理対策

- 東日本大震災では、下水道の機能回復に時間を要したため、迅速かつ効率的に災害復旧体制を構築する必要がある。

5 産業

5－1 企業支援

- 大規模自然災害時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、事業を継続できるよう、平常時から事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 町内事業所の耐震化の促進、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要がある。
- 災害等による損害を受けた事業者に対し、被災事業者向け融資等、早期復旧に対する支援を国、県、金融機関及び商工団体と連携しながら効果的に行う必要がある。

5－2 産業施設の防災対策の推進

- 近隣市町には、コンビナート施設があり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念される。複数の危険物タンクが同時に破損した場合や防油堤が破損した場合において、堤外流出の可能性がある。

5－3 農業生産基盤の保全等

- 農業用施設等の老朽化が進み、また、耕作放棄地が拡大し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家経済の低迷、イノシシ等野生動物による農林業被害等、農業に係る生産環境は様々な変化が顕在化してきている。

5－4 森林整備等

- 林業就業者の減少と高齢化の進展に対応するため、団体・企業等による多様な森林の整備・保全活動を促進させる必要がある。

5－5 水産関連施設の整備等

- 復興事業として浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設を整備したが、引き続き防災安全施設の適切な維持管理により災害に強いまちづくりが求められている。

6 交通・物流

6－1 支援物資等への対応

- 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
- 宮城県及び物流事業者等と連携を図り、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。
- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保するためには、現状では代替機能が不十分と想定されることから、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業団体等との包括連携協定を積極的に進めるとともに、既締結協定の実行力を高めるため、連携体制の維持強化を図る必要がある。
- 被災者支援のための飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるように適切に管理する必要がある。

6－2 帰宅困難者対策

- 災害時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難

者の発生が懸念される。

- 帰宅困難者が避難することが予想されるため、食料や物資等の備蓄を行う必要がある。
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保や移動支援対策について検討する必要がある。

6－3 道路基盤の整備等

- 災害時の道路交通網を確保するため、県道に接続する町道について、総合的な視点から整備する必要がある。
- 災害時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害に強い道路施設網の構築のため、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- 災害時に緊急輸送機能の軸となる道路の重点的な整備を推進する必要がある。
- 現状では道路の分断による代替機能が不十分と想定されることから、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 平常時から国や県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する必要がある。
- 将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントの重要性が高まっている。

6－4 公共交通の確保

- これまでの想定を超えた災害、事故や渋滞などの様々な要素で、公共交通の遅延や運休が発生していることから、多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 持続可能な公共交通を維持するには、公共交通ネットワークの再構築を含め、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。
- 災害時に避難経路や主要幹線の迂回路として活用できる生活道路（町道、農道等）を把握し、必要な整備・改良を進める等、平常時から機能の維持を図る必要がある。
- 老朽化した道路ストック（橋梁・トンネル等）の計画的な改修が必要であり、また、橋梁の長寿命化及び耐震化を進めていく必要がある。
- 道路等の被災により地域内交通の運行経路が遮断された際には、運行経路の変更も含めた地域内交通の早期再開を図る必要がある。

6－5 道路啓開

- 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設事業者等との連携による復旧体制の強化を図る必要がある。

7 町土保全

7-1 河川施設の整備等

- 本町には砂押川、勿来川、藤田川などの河川があり、大型化する台風による長時間の豪雨により大規模な洪水被害の懸念があるため、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるとともに、多発する局所的な集中豪雨に対する河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト面も合わせた施策が必要である。

7-2 土砂災害対策

- 今後も宮城県による土砂災害特別警戒区域等の指定が進められることから、指定後においては、防災マップなどにより警戒区域の周知や避難体制の整備を行い、町民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行う必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域等の災害のおそれの高い区域については、住宅等の新規立地の抑制などの対策を講じるとともに、防災パトロール体制の構築等の各種対策を講じる必要がある。

7-3 農業生産基盤の保全等（再掲）

- 耕作放棄地が拡大し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家経済の低迷、イノシシ等野生動物による農林業被害等、農業に係る生産環境は様々な変化が顕在化してきている。

7-4 海岸管理施設の整備等

- 津波から町民の生命と財産を守るため、浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設の適正な管理に努め、施設の機能不全による二次災害の発生を抑止する必要がある。

7-5 砂防関係施設の整備等

- 砂防施設のうち、昭和 52 年以前に旧基準で整備された砂防えん堤について、現行の基準を満たさない施設への対応が必要となる。

7-6 農林業関連施設の整備等

- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等の農業用施設については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。
- 防災重点ため池等のため池については、定期的な点検を実施しているが、施設の改修、

耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池については、点検結果に基づく対策を実施する必要がある。また、治山施設についても、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

- 防災重点ため池等ため池の老朽化に伴う更新費用の増大に対処するため、施設の維持・補修を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの最小化が求められる。

7-7 ダム施設の整備等

- 本町には宮城県管理のダムが整備されており、台風等により長時間の豪雨が続けば大規模な洪水被害が発生する可能性があることから、適切な堤体の維持管理、川床整備による河川管理を実施するとともに、ダムにおいて事前放流により大雨時の放流量調整機能が最大限発揮できるよう、管理者と調整していく必要がある。
- 緊急放流の可能性についてダム管理者から情報共有を図る体制を構築し、ダム下流域の住民避難が安全に行えるよう、降雨量の予測に基づく早期の避難指示等を行えるようにする必要がある。

8 土地利用

8-1 土地利用・規制

- 本町の地籍調査進捗率は、令和2年度末時点で100%であるが、現地確認不能地等の地籍が明確化されていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがあり、また、森林や農地では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災機能を含む多面的機能の発現が阻害されることも懸念される。

9 老朽化対策

9-1 住宅の耐震化等（再掲）

- 木造住宅の耐震化については、地震による建築物等の倒壊対策推進のため、耐震改修等の補助を行っている。しかし、旧耐震基準で建築された木造住宅は多数存在するため、地震による木造住宅の倒壊を防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国や県の支援制度を活用しながら、耐震化の促進を図る必要がある。
- 管理不十分な空き家等については、倒壊等を防ぐため、適切な管理を促進する必要がある。

9-2 住宅の確保（再掲）

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業を推進する必要がある。
- 本町の公営住宅のうち、耐用年数を大幅に超えている住宅は、地震による住宅の損傷等が懸念されているため、公営住宅を新たに整備し、施設の適切な供用を図る必要がある。

9-3 多数の者が利用する建築物の耐震化等（再掲）

- 不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、要緊急安全確認大規模建築物としており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める必要がある。
- 防災拠点となる公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を担うことから、耐震性を確保する必要がある。
- 町立小中学校の校舎等の構造体の耐震化実施率については100%であるが、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策等を行う必要がある。

9-4 公園の長寿命化等（再掲）

- 災害時の避難場所となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮し、都市公園等の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。
- 沿岸部に位置する公園等においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策等を図る必要がある。

9-5 河川施設の整備等（再掲）

- 本町には砂押川、勿来川、藤田川などの河川があり、大型化する台風による長時間の豪雨により大規模な洪水被害の懸念があるため、上流域も含めた上下流域一体となった総合的な治水対策が必要であるとともに、多発する局所的な集中豪雨に対する河川の効率的かつ効果的なハード整備やソフト面も合わせた施策が必要である。

9-6 下水道施設の整備及び耐震化等（再掲）

- 汚水処理については、東日本大震災時の経験から、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 下水道処理施設や管路施設は今後、老朽化が懸念されることから、長寿命化対策を進めるとともに、主要な施設の耐震化も推進する必要がある。
- 浸水被害を回避するため、定期的な下水道施設の点検整備を進める必要がある。

9－7 道路基盤の整備等（再掲）

- 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう地元建設事業者との連携による復旧体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の道路交通網を確保するため、県道に接続する町道について、総合的な視点から整備する必要がある。
- 災害時に避難所等の安全な場所へ移動するための避難経路を確実に確保するため、生活道路を計画的に整備するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害に強い道路施設網の構築のため、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- 災害時に緊急輸送機能の軸となる道路の重点的な整備を推進する必要がある。
- 現状では道路の分断による代替機能が不十分と想定されることから、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 平常時から国や県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する必要がある。
- 将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントの重要性が高まっている。

9－8 農業生産基盤の保全等（再掲）

- 農業用施設等の老朽化が進み、また、耕作放棄地が拡大し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家経済の低迷、イノシシ等野生動物による農林業被害等、農業に係る生産環境は様々な変化が顕在化してきている。

9－9 上水道施設の整備及び耐震化等（再掲）

- 水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすことから、上水道施設の長寿命化及び耐震化を促進する必要がある。

9－10 海岸管理施設の整備等（再掲）

- 津波から町民の生命と財産を守るため、浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設の適正な管理に努め、施設の機能不全による二次災害の発生を抑止する必要がある。

9－11 砂防関係施設の整備等（再掲）

- 砂防施設のうち、昭和 52 年以前に旧基準で整備された砂防えん堤について、現行の基準を満たさない施設への対応が必要となる。

9-12 農林業関連施設の整備等（再掲）

- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性がある農業用ため池や排水機場、排水路等の農業用施設については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。
- 防災重点ため池等のため池については、定期的な点検を実施しているが、施設の改修、耐震化対策等に時間を要していることから、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池については、点検結果に基づく対策を実施する必要がある。また、治山施設についても、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。
- 防災重点ため池等ため池の老朽化に伴う更新費用の増大に対処するため、施設の維持・補修を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの最小化が求められる。

9-13 産業施設の防災対策の推進（再掲）

- 近隣市町には、コンビナート施設があり、災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念される。複数の危険物タンクが同時に破損した場合や防油堤が破損した場合において、堤外流出の可能性がある。

10 防災意識・地域防災力

10-1 震災の記録と伝承

- 東日本大震災は、巨大な津波が沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、検証記録誌・記録映像により情報発信するとともに、その成果と教訓を活用する必要がある。

10-2 防災教育等

- 生命を守るため、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、児童生徒への避難方法等の周知徹底及び避難訓練の実施が必要である。
- 防災・減災教育を積極的に推進するため、防災教育副読本の活用やスクールガードリーダーを活用し、児童生徒が地域を知ることにより避難路や避難場所の位置を認識するなど、体験的な防災教育を行う必要がある。
- 学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや地区住民、防災担当部局等関係機関と連携した取組を充実させる必要がある。
- 東日本大震災から学んだ教訓を次世代に伝承するとともに、将来国内外で発生する災害から、多くの命と暮らしを守ることができる人材を育成する必要がある。

10-3 地域防災力の向上

- 防災意識の高揚を図るため、定期的に防災訓練や出前講座等を行い、地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等防災知識の普及啓発を進める必要がある。

10-4 被災者支援策（再掲）

- 大規模災害時には、被災地域だけでの各種の対策を講じることは困難となる場合があることから、ボランティア等の迅速かつ有効な活用を図る必要がある。

10-5 地域コミュニティの構築

- 大規模災害時に公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。高齢者は増加傾向にあり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センターなど市町村を中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となっている。NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 災害発生時には、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【住宅の耐震化等】

- 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。
- 災害時の倒壊等を防ぐため、適切な管理を促す普及啓発等に努める。

【住宅の確保】

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している既存住宅の計画的な建替えを図る。
- 公営住宅の日常的な維持保全を確実に行之、居住者の安全確保に取り組む。

【多数の者が利用する建築物の耐震化等】

- 民間建築物については、耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行う。
- 公共施設については、災害時における防災拠点及び避難施設として重要な役割を担うことから、点検等の結果を踏まえ、防災対策を実施するとともに耐震性を確保する。
- 学校の老朽化対策として、学校施設等長寿命化計画に基づき計画的に改修を行い、安全性を確保する。
- 学校設備について、定期的な点検及び検査を確実に行之、児童生徒の安全確保に取り組む。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 災害時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、スマートフォン、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、町民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システム（Lアラート）を介し、メディアの活用を図るほか、スマートフォン（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話、ワンセグ放送、データ放送、SNSなどのソーシャル

メディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達のため各種防災情報システムの運用を行う。

【体制整備】

- 町民の災害対応力向上のため、自主防災組織等による地区防災マップ等の作成支援や訓練・防災教育等の充実に努める。
- 大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでは災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たり、被災していない地域の関係機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実に努める。また、広域応援に係る関係機関の要請の手順、派遣要請を行う分野などを予め取り決めておくとともに、受入体制の整備に努める。
- 複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の設置等の実動訓練の実施に努める。
- 消防団員の確保や資機材等の更新・充実に努める。
- 浜田陸閘や須賀水門等の定期的な保守点検等を行い、的確な閉門、開門動作の確保に努める。
- 優先的に実施すべき非常時優先業務等をあらかじめ定めるため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- 町民等が災害時に速やかに避難等が行えるよう、計画的に防災マップなどの整備に努める。
- 消防力強化の基盤となる消火栓等の消防水利の充実に努め、消防活動体制の整備に努める。

【公園の長寿命化等】

- 災害時に避難場所となる公園については、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、計画的な施設更新を行う。
- 災害時に公園利用者の安全を確保するため、沿岸部に位置する公園等においては看板等により一時避難場所の周知を図る。

【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録誌・記録映像を含め、各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興の成果と教訓を検証する。

【防災教育等】

- 防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自分の身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- 各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、普及啓発活動に取り組む。
- 災害時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平常時から学校と地域、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、連携体制の構築を図る。

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水等による死傷者の発生や建築物等の倒壊

【地域防災力の向上】

- 地域防災力を維持するために、教育機関等で行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練及び要望に応じた出前講座を実施するなど、平常時から地域防災力の向上に努める。

【河川施設の整備等】

- 適切な河川の維持管理について、管理者である宮城県に対して堤防強化や堆積土砂の撤去等継続して要望する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、減災、防災対策を進め、雨水幹線や貯水池などの整備や、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策に努める。

【下水道施設の整備及び耐震化等】

- 災害時に、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 災害時において、公衆衛生の環境悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、利用市町村と協議を図りながら計画的に改修更新を要望していく。

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

【土砂災害対策】

- 土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」を活用し、的確な防災情報の収集に努めるとともに、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。
- 地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 大規模災害時に町の職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、利府町建設災害防止協議会等との連携を図り、二次災害の防止に努める。
- 状況に応じた警戒区域の防災パトロールを実施する。また、防災マップの配布や、町ウェブサイトや広報紙等による周知により、防災意識の高揚に向けた啓発を行う。

【土地利用・規制】

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、現地確認不能地等の明確化に向けて、各関連分野との調整を行い、効果的な進捗を図る。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【支援物資等への対応】

- 必要とされる食料や燃料等の備蓄や調達体制を整備し、これらの供給確保に努めるとともに、各家庭や事業者に対し、非常時の備蓄品や持出品についての周知を行い、日頃からの準備・点検を推進する。
- 応急生活物資を円滑に指定避難所等に供給するため、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資輸送体制を整備する。
- 宮城県及びスーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用救援物資の確保及び物流体制の構築を図る。

2－2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【体制整備】

- 大規模災害時には、被災地の関係機関だけでの災害応急対策の実施が困難となる場

- 合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の関係機関等の協力が重要となるため、広域応援に係る関係機関の要請の手順、派遣要請を行う分野などを取り決めておくとともに、受入体制の整備に努める。
- 様々な複合災害を想定したシュミュレーション等を行い、災害対応計画の見直しに努め、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の体制整備に努める。

2－3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

【帰宅困難者対策】

- 事業者等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料等の災害時備蓄の推進について、必要な啓発を行う。
- 東日本旅客鉄道株式会社や交通事業者と連携し、災害時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じるように、一時滞在施設や代替輸送手段の確保等について検討するとともに、公共交通機関の運行状況情報を正確かつ迅速に把握し情報発信を行う情報連絡体制の整備に努める。

2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【医療提供体制の構築】

- 災害による負傷者への速やかな救護及び医薬品等の早期確保につながるよう、宮城県、災害派遣医療チーム、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他の関係機関との連携強化を図り、初動医療体制の整備、医薬品等の確保に努めるとともに、臨時の救護所の設置場所等の検討に努める。
- 災害拠点病院に対し、患者の求めに応じ患者情報の提供を行うほか、医療機関の稼働状況の把握及び必要な医薬品の確保に努めるとともに、必要な医療情報の提供を行う。

【保健対策】

- 大規模災害時に医療救護用の医療用資機材・医薬品等の備蓄を継続して推進する。
- 宮城県と協力し、医療保健活動チームの派遣調整や避難所への適性配置、要医療者は速やかに医療機関や医療チームに引き継ぐとともに、要援護者の状況把握、被災者の健康管理を実施し、保健・医療・福祉の情報提供を行う。

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害廃棄物等への対応】

- 災害時に円滑に災害廃棄物の処理が行えるよう、平常時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理方法等について確認を行う。

【衛生対策】

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための周知・指導を行う。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症対策のため、「新しい生活様式」に対応した避難所運営マニュアルの作成や、防災訓練等の機会を活用した感染症予防対策の周知を図るとともに、感染症予防対策に必要な消毒液等の備蓄に努める。
- 避難所の衛生環境を確保するために必要な資機材や備蓄品の拡充を図る。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【事業継続性の確保】

- 災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、事業継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 事業継続計画（BCP）の定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高める。
- 非常用電源設備の維持に努めるとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。

【防災協定締結団体との連携等】

- 災害時における防災協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るため、自主防災組織をはじめとした関係団体との協力連携を強化する。
- 災害時における防災協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 大規模災害時には、災害時における防災協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に取り組む。

【文化財保護】

- 文化財を保管・展示する郷土資料館等において、台風や大雨による浸水リスクを確認しながら、浸水対策の必要性について検討する。
- 日頃から文化財の所有者や関係機関等との連絡を密に行い、災害発生時には所有者や関係機関等と連携して文化財を守る適切な取り組みを行える体制の構築を図る。
- 災害発生直後から指定文化財等について迅速な被害状況の調査把握と必要な応急措置（文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置など）が図られるよう、平時より体制の構築を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

【事業継続性の確保】

- 災害時に正確な情報を収集し発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路についてシミュレーションを行う等の訓練を実施し、適時・適切・確実に情報伝達する体制整備を強化する。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けた情報通信体制の構築に努める。

【地方住民に対する通信手段の整備】

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線やスマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）、SNSなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。
- 町内に滞在している観光客に対して的確な情報発信を行う。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用や防災行政無線の充実等、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。
- 災害時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、スマートフォン、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、町民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

【企業支援】

- 災害時においても町内事業者等の事業の継続が図られるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促す。
- 被災した事業者の早期復旧を図るため、被災事業者向け融資、施設等の復旧・整備に係る補助金等について情報提供を行うとともに、国、県、金融機関及び商工団体と連携して、融資や補助金等に係る相談、申請支援等に努める。

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【産業施設の防災対策の推進】

- 近隣市町のコンビナート施設被災時の被害を最小限とするため、消防団の資機材等の更新・充実を図りながら、関係機関と連携し、応援体制の強化に努める。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

【道路基盤の整備等】

- 道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 利府町建設災害防止協議会と災害時の応急対策について連携を図り、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。
- 道路の洪水・土砂災害対策、橋梁の耐震化・長寿命化、避難道路など緊急性の度合いにより順次整備を推進する。
- 平常時から国や県の道路管理者との連携強化を図り、災害時の交通機能早期確保のため、相互支援、相互維持管理を推進する。
- 国や県と災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を連携して検討する。
- 将来にわたり道路基盤を適切に維持していくため、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金を活用し、維持・修繕・更新等のためのストックマネジメントを推進する。

【公共交通の確保】

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

【支援物資等への対応】

- 必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）等について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、町内事業者等と連携協力し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達及び物資輸送のための体制に努める。
- 宮城県及びスーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用救援物資の確保及び物流体制の構築を図る。
- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保するため、国・県と災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築を連携して検討する。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、企業団体等との包括連携協定を積極的に進めるとともに、既締結協定の実行力を高めるため、連絡窓口の確認を行うなど連携体制の維持強化を図る。
- 災害時における飲料水や食料等の計画的な備蓄を進めるとともに、効率的に配送できるように適切に備蓄品の管理を行う。

【農業生産基盤の保全等】

- 地域主体の協同活動支援等による、生産者の高齢化等に対応した農用地や水路、道路等の多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 新規就農希望者への継続的な支援や地域おこし協力隊事業等の活用により、担い手不足解消に向けた取組みを推進する。

【森林整備等】

- 保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林組合との協力体制の構築や後継者の確保と育成に努める等、適切な森林の整備による森林の荒廃防止を推進する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【エネルギー関連施設対策】

- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や町民生活への影響を軽減できるように、宮城県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平常時から、再生可能エネルギー・省エネルギー設備・機器の導入促進により、建

物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用を通して環境保全と防災に配慮する。

6－2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【水資源の確保】

- 水道管寸断時及び広域断水時の応急給水のため、給水補給基地施設の適正な維持管理を行い、迅速な給水活動を実施するため、町内給水拠点及び緊急貯水槽の整備並びに給水車両等の整備を推進する。

【上水道施設の整備及び耐震化等】

- 上水道施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、国庫補助事業等を効果的に活用し、施設の耐震化及び長寿命化を図る。更新時期を迎えた施設（取水施設から配水施設まで）については、アセットマネジメント（資産管理）及び水道ビジョンの手法を用い、管体調査などで得られたデータを基に従来の耐用年数にとらわれない計画的な更新（ダウンサイジングを含む。）を行う。

【下水道施設の整備及び耐震化等】

- 災害時に、迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築するため、町内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資材の備蓄を行う必要がある。
- 災害時において、公衆衛生の環境悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するため、利用市町村と協議を図りながら計画的に改修更新を要望していく。

6－3 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路基盤の整備等】

- 道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。

【公共交通の確保】

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。
- 東日本旅客鉄道株式会社との連携を強化し、災害時における物資輸送等の体制の構築を図る。

- 持続可能な地域交通の実現を図るため、関係機関等と連携できる体制を平常時から構築する。

【道路啓開】

- 利府町建設災害防止協議会と災害時の応急対策について連携を図り、道路啓開や応急復旧等の実施体制を整備する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【河川施設の整備等】

- 適切な河川の維持管理について、管理者である宮城県に対して堤防強化や堆積土砂の撤去等継続して要望する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、減災、防災対策を進め、雨水幹線や貯水池などの整備や、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策に努める。

【海岸管理施設の整備等】

- 復興事業により整備した浜田防潮堤及び陸閘や須賀水門及び水産関連施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行うとともに整備した施設にのみ頼ることなく、速やかな避難行動をとる体制整備に努める。

【砂防関係施設の整備等】

- 砂防関係施設について、予防保全や長寿命化に向けた対策のため、管理者である国及び宮城県に劣化原因の調査及び健全度調査の実施を要望する。

【農林業関連施設の整備等】

- 農林業関連施設について、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行い、長寿命化を図る。
- 優先的に防災重点ため池の耐震調査等を実施し、緊急性のある施設については早期に改修や耐震化等の対策を行う。また、他のため池や排水機場、排水路等の農業用施設についても、災害対応力の強化に向けて耐震調査等を実施し、改修や耐震対策等の防災対策を推進する。
- 治山施設について、点検診断に基づく緊急度により、管理者である国及び宮城県に計画的な補修及び機能強化を要望する。

【ダム施設の整備等】

- 災害時におけるダムの管理体制について、事前に管理機関と調整を図る。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

【大気環境の保全】

- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定地の適正箇所を検討し、監視体制の整備を図る。

【毒物・劇物対策】

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないように、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者の把握に努め、関係機関・団体と協力して安全対策に係る啓発を行う。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農業生産基盤の保全等】

- 生産者の高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農用地や水路、農道等の多面的機能の維持・保全の推進を図る。
- 新規就農希望者の継続的な支援や地域おこし協力隊事業等の活用により、担い手不足解消に向けた取組みを継続して推進する。

【森林整備等】

- 保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林組合との協力体制の構築や後継者の確保と育成に努める等、適切な森林の整備による森林の荒廃防止を推進する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害時に備え、平常時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理について、町民に周知するとともに再資源化・再使用のルートを確保するための取組を行う。

【衛生対策】

- 災害時において、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

【毒物・劇物対策】

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平常時から該当施設の把握に努める。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、宮城県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制を確立できるように協力を求める。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【危険度判定等】

- 被災した建築物及び宅地に対し、余震などによる二次災害の防止及び建築物の損壊程度を早期に判定することによって、被災者が被災の程度に応じた各種助成制度を受給できるように努める。
- 大規模災害時には町の防災担当職員のみでは、二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、建築士事務所協会及び他市町村との連携を図りながら危険度判定等を行い、二次災害の防止に努める。

【住宅対策】

- 大規模災害時に災害の規模により、地元企業等との連携による応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保に努めるとともに、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。

【被災者支援策】

- 町民が被災前の生活を早期に取り戻すためには、住居内に侵入した土砂等の撤去をはじめ多くのマンパワーを要することから、ボランティア等による速やかな支援活動が行われるよう、関係機関と連携した体制整備に努める。

【防災教育等】

- 防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自分の身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- 各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、普及啓発活動に取り組む。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域コミュニティの構築】

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、地域住民の協働によって、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進し、町民が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを推進する。
- 被災後の治安悪化を防止するため、地区防犯協会等と連携し、平常時からの防犯パトロールの実施や防犯意識向上を図る。

8－4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

【住宅対策】

- 大規模災害時に災害の規模により、地元企業等との連携による応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保に努めるとともに、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。
- 大規模災害時に応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。

【福祉対策】

- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を、地域で構築できるよう支援する。
- 災害時に災害時要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から要支援者の把握に努め、地域と連携した支援体制の充実に努める。また、社会福祉施設等への要支援者受入れ体制の強化等について、引き続き取り組む。

【被災者支援策】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との災害時における防災協定締結など、平常時から体制整備に取り組む。
- 国及び宮城県等の生活再建に関する最新の支援策等の周知徹底を図る。
- 災害時やその後の心身の健康に係る相談ができる窓口について周知する。

【汚水処理対策】

- 東日本大震災における機能停止の教訓を踏まえ、浄化施設の水密化等を図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所要の対策に努める。

施策分野別指標

施策分野	指標
(1) 行政機能	○備蓄食料・飲料水の備蓄率 令和元年度 84.5% → 令和8年度 100%
(2) 住宅・都市	○住宅の耐震化率 平成30年度 92.6% → 令和7年度 95% ○特定建築物の耐震化率 令和2年度 99.2% → 令和7年度 100% ○危険空家の解体件数 令和元年度 8件 → 令和3年度 25件
(3) 保健医療福祉	○予防注射接種率 平成30年度 93.1% → 令和7年度 95%以上 ○救急救命講習等受講者数 令和元年度 33人 → 毎年100人
(4) 環境	○一般廃棄物のリサイクル率 平成28年度 11.9% → 令和4年度 16% ○一人あたりのごみ排出量 平成28年度 994 g/人/日 → 令和4年度 930 g/人/日
(5) 産業	○遊休農地の総面積 令和2年度 14.4ha → 令和7年度 14.2ha
(6) 交通・物流	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく耐震改修等補修補強橋梁数 平成29年度 16橋 → 令和3年度 46橋 ○都市計画道路の整備率 平成29年度 87.4% → 令和6年度 89.5%
(7) 町土保全	○耕作放棄地面積 平成28年度 1.5ha減/年 → 令和5年度 5ha以上減/年
(8) 土地利用	
(9) 老朽化対策	○住宅の耐震化率 平成30年度 92.6% → 令和7年度 95% ○特定建築物の耐震化率 令和2年度 99.2% → 令和7年度 100% ○上水道管路の更新 平成30年度 22.7% → 令和6年度 25% ○上水道管路の耐震化率 平成30年度 12.3% → 令和3年度 15%以上
(10) 防災意識・地域防災力	○行政情報一斉配信サービス登録者数（災害・防災情報） 令和2年度 1,033人 → 令和7年度 2,500人 ○消防団員数の定数に対する加入率 令和2年度 83.2% → 令和7年度 90%

利府町国土強靱化地域計画に関連する各種計画等

番号	計画等の名称	リスクハザード 関連項目
1	利府町総合計画	—
2	利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略	—
3	利府町地域防災計画 〈地震災害対策・風水害等災害対策・津波災害対策〉	—
4	利府町国土利用計画（第5次）	—
5	利府町都市マスタープラン	—
6	利府町地域公共交通網形成計画	2-3、5-3、6-3
7	第3次利府町男女共同参画基本計画	8-3
8	利府町教育振興基本計画	1-2、8-2
9	学校施設等長寿命化計画	1-1
10	利府町公共施設等総合管理計画	1-1、3-1
11	利府町鳥獣被害防止計画	7-3
12	利府町森林整備計画	5-4、7-3
13	利府町浜田・須賀漁港機能保全計画	7-1
14	利府町経営再開マスタープラン	5-4、7-3
15	利府町文化芸術振興基本方針	3-1、8-3
16	利府町一般廃棄物処理計画	8-1
17	利府町津波避難計画	1-2
18	利府町国民保護計画	1-2
19	利府町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画	2-5、8-4
20	利府町国民健康保険第2期データヘルス計画	2-5、8-4
21	利府町橋梁長寿命化計画	6-3
22	利府町道路舗装長寿命化計画	6-3
23	利府町公園施設長寿命化計画	1-2
24	利府町公営住宅等長寿命化計画	1-1
25	利府町定住促進住宅長寿命化計画	1-1
26	利府町住宅マスタープラン	1-1、8-2、8-4
27	利府町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	2-5、8-4
28	利府町地域福祉計画	8-4
29	利府町障がい者計画	8-4
30	はつらつ健康利府プラン （第3期健康日本21利府町計画及び食育推進計画）	2-5、8-4
31	利府町自殺対策計画	8-3、8-4
32	利府町水道事業ビジョン	6-2
33	利府町水道事業アセットマネジメント	6-2
34	利府町水道事業経営マネジメント	6-2

【付属資料】

利府町国土強靱化地域計画に基づく個別の事業

国土強靱化施策を計画的に推進していくため、以下の主な関連事業を実施する。

施策分野	個別の事業名	事業概要
住宅・都市	危険ブロック塀除却等助成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するため、危険なブロック塀を除却する者に対して助成金を交付する。
住宅・都市	木造住宅耐震診断助成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	地震等に備え、昭和56年5月以前に着工された木造住宅の安全性の確保・向上を図るため、住宅の耐震性を調査しようとする住宅に耐震診断士を派遣する。
住宅・都市	木造住宅耐震改修工事助成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	地震等による住宅被害を減らすため、町内にある木造住宅の補強設計及び耐震改修工事または建て替え工事を行う者に対して助成金を交付する。
住宅・都市	利府町公園施設長寿命化計画策定事業	災害時に避難場所となる公園について、施設の長寿命化を図る
住宅・都市	町営住宅建替事業	老朽化した3つの町営住宅について、八幡崎住宅へ集約建替えを行い、防災性や耐震性の確保により入居者の安全や居住環境の向上を図るもの。
住宅・都市	ゼロカーボンチャレンジ事業	省エネルギー機器の導入促進のため、省エネ性能の高い機器に買い換えた方へ補助金を交付するもの。
住宅・都市	重点対策加速化事業	再生可能エネルギーの普及促進のため、機器導入等に対し補助金を交付するもの。
交通・物流	(仮称)新中道線道路整備事業	緊急時の避難路及び周辺の土地利用による渋滞の緩和を図るため、道路新設により基盤整備を行う。
交通・物流	町道春日塩釜線ほか2路線舗装補修事業	交通量の増加により路面損傷が著しいことから、車両通行の安全と地域住民の生活環境向上を図る。
交通・物流	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁点検を行った橋梁について、損傷が著しいことから補修工事を行い、車両通行の安全と地域住民の生活環境の向上を図る。
町土保全	大規模盛土造成地経過観察事業	災害等による盛土造成地の活動崩落等を未然に防止するため、大規模盛土造成地の経過観察を実施するもの。
防災意識・地域防災力	陸間・水門施設管理事業	沿岸部の津波被害を防止するため、浜田陸間及び須賀水門等の定期的な保守点検を実施し、災害発生時に的確な閉門、開門動作の確保に努める。
防災意識・地域防災力	防災行政無線管理事業	災害発生時における住民への情報伝達手段である、同報系防災行政無線の定期的な保守点検や情報通信回線の冗長化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けた情報通信体制の構築を図る。
防災意識・地域防災力	消防団資機材等整備事業	消防団員による災害時の円滑な対応のため、資機材を整備するとともに、消防団詰所の整備を推進し、継続的な支援に努める。
防災意識・地域防災力	地域防災リーダー養成事業	地域防災リーダーの養成講座を開催し、自主防災組織と連携した迅速な災害対応を実施できるよう指導し、防災知識の向上を図る。